

4月20日(日)は 清川村議会議員選挙

大切な選挙です。必ず投票しましょう！

投票時間は
午前7時
～
午後8時



第2投票所
宮ヶ瀬地区住民センター集会所



第1投票所
清川村住民センター集会所

投票所

投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。

投票できる方

次の二つの要件に該当される方が投票できます。

①住所要件

今年の1月14日までに村内に住所を有している方(同日までに転入届を出された方を含む)で、引き続き投票日の当日も村内に住所がある方(投票日以前に他の市町村へ転出された方は、投票できません)。

②年齢要件

平成19年4月21日までに生まれた方

村内で転居された方

4月3日までに村内で転居された方は、新しい住所で投票できます。

なお、4月4日以降に転居された方は、転居前の住所で投票していただくこととなります。



投票所入場券

投票所入場券(1人1枚)は、世帯ごとに封筒に入れて発送します。投票日または期日前投票の際にご持参ください。

なお、万一紛失してしまった場合でも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込みなどのほか、次の施設に据え置きます(4月17日からの予定)。新聞折込みで届かない方などは、こちらで入手していただくか、選挙管理委員会までご連絡ください。

場役場庁舎、保健福祉センターやまびこ館・ひまわり館、宮ヶ瀬地区住民センター、県立煤ヶ谷診療所、煤ヶ谷郵便局、厚木市農業協同組合清川支所など

※16日以降に、村ホームページにも掲載予定です。

期日前投票

投票日に仕事や出産などの理由で、投票所で投票ができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

期 4月16日(水)～19日(土)

午前8時30分～午後8時

場 役場庁舎4階・住民センター
― 集会室

他 投票所入場券(届いていない方は不要)

不在者投票

指定病院などでの不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や福祉施設などに入院(所)中の方で、投票所での投票ができない方は、施設で不在者投票ができます。
他市町村での不在者投票

長期出張などで遠隔地に滞在しているため、投票所での投票ができない方は、滞在されている市区町村選挙管理委員会
不在者投票ができますので、選挙管理委員会あてに投票用紙を請求してください(請求書は村ホームページからも取得できます)。

郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票ができる方は、身体障害者福祉法により身体障害者手帳が交付されている方と、戦傷病者特別援護法により戦傷病者手帳が交付されている方のうち、その障害が一定程度のものに該当される方、または介護保険法により介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に限られます。

また、身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級の方や戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方は、代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

※郵便等投票用紙や代理記載制度を利用するには、選挙管理委員会での事前の手続きが必要です。

問 選挙管理委員会事務局

☎ (288) 1212



18歳になられた新規有権者の皆さんへ

令和7年4月21日までに18歳になられた(なられる)皆さんが、清川村の選挙人名簿に登録されます。

貴重な一票を無駄にすることなく、ぜひ、投票に行きましょう。

※選挙人名簿は、公職選挙法第21条の規定に基づき、18歳以上で引き続き3カ月以上住民基本台帳に記載されている市区町村で登録されます。

おねがい

進学や就職などにより他の市区町村の転出する場合には、新たな住所地の選挙人名簿への登録のため、転入・転出の届け出をしましょう。

問 選挙管理委員会事務局 ☎(288)1212

期日前投票をご活用ください

投票日当日は多くの方が投票に来られることにより、お待ちいただく時間が長くなるおそれがあります。期日前投票期間を活用し、“分散投票”にご協力をお願いします。

※スムーズに受付をするため、入場券裏面の宣誓書を事前にご記入ください。

※期日前投票の状況は、期間中毎日村ホームページで公表します。

問 選挙管理委員会事務局 ☎(288)1212

